

近年の夏の暑さと熱中症の状況

地球温暖化に伴う国内の年平均気温の上昇

- 国内における年平均気温は100年当たり1.30°Cの割合で上昇
- 1898年の統計開始以降、直近4年がトップ4

1位	2020年
2位	2019年
3位	2021年
4位	2022年

熱中症による死亡者数

	全国（※1）	本市	（参考）本市の熱中症による救急搬送者数
2017年	635人	0人	14人
2018年	1,581人	0人	22人
2019年	1,224人	0人	26人
2020年	1,528人	0人	15人
2021年	755人	0人	15人
2022年	1,477人	0人	26人

※1 人口動態統計より（2022年は概数）

熱中症対策について

令和5年6月23日 国からの事務連絡

(熱中症対策の一層の強化について：協力依頼)

【背景】

- ◆熱中症については、気候変動の影響により、国内の死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発している。
- ◆「熱中症警戒アラート」の発表も実施してきたが、熱中症予防の必要性は未だ国民に十分に浸透していない。
- ◆地球温暖化が進行すれば、極端な高温リスクも増加することが見込まれ、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあり、熱中症対策の強化は急務である。



気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正
(令和5年5月12日公布)

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

	現状	気候変動適応法の改正により措置
国の対策	<ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ →関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進
アラート	<ul style="list-style-type: none"> 環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） ※本格実施は令和3年度から ※翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33以上になると予測した場合に発表 	<ul style="list-style-type: none"> 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） 法定化により、以下の措置とも連動した、より協力かつ確実な熱中症対策が可能に
地域の対策	<ul style="list-style-type: none"> 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） →指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底

今後の本市の新たな取組内容

【気候変動適応法の一部改正関連】

①指定暑熱避難施設の指定に関する事務

- ・市内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。
- ・指定暑熱避難施設を指定した場合等においては、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日及び受入れ可能人数を公表しなければならない。

②熱中症特別警戒情報の発表（翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35に達する場合）に関する事務

- ・県知事からの通知を住民等へ伝達しなければならない。
- ・熱中症特別警戒情報の発表期間中は、指定暑熱避難施設を開放しなければならない。

③熱中症対策普及団体の指定に関する事務

- ・NPO法人等の民間団体であって、熱中症対策について住民等へ普及啓発や必要な助言を行う者を、熱中症対策普及団体として指定することができる。

④庁内体制・連携強化等

- ・熱中症対策強化のため、庁内体制の確立を進める。
- ・庁内の取りまとめ部局を定める等、関係部局がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めていく。